

平成二十七年八月十四日受領  
答弁第三六四号

内閣衆質一八九第三六四号

平成二十七年八月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出著作権侵害の「非親告罪化」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出著作権侵害の「非親告罪化」に関する質問に対する答弁書

一及び三について

交渉の具体的な内容についてお答えすることはできないが、環太平洋パートナーシップ協定交渉においては、著作権等の保護に関する規律について議論が行われている。

知的財産の保護ルール策定に当たっては、知的財産の権利保護と利用促進とのバランスの取れた合意を目指しているところである。

引き続き、我が国の国益を実現すべく交渉に当たる所存である。

二について

お尋ねの「独自のサブカルチャー」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、一般に、他人の著作物を利用して行う創作活動も文化に含まれると認識している。また、お尋ねの市場規模については、政府として把握していない。

四について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。